

くらし支える相談センターニュース 第34号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜~金曜 午後1時~午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail : kurashi.soudan@gmail.com

2017年12月22日発行

根気よく 元気よく 宣伝行動 相談員が一人増えました！

相談件数の減少傾向は続いています。そうしたなか、10月は今年最高の18件の相談。法律相談につながる相談が多くありました。名古屋北法律事務所が共同運営するセンターらしく、法律相談もできるのではという期待感や信頼感もあるようです。

しかし、11月は5件に逆もどり。まだまだ回復のきざしは見えません。

11月3日は大須で宣伝行動を行いました。ホウネット世話人や事務所所員、20名近くでポケットティッシュを配布し。準備した1000枚のティッシュがなくなってしまいました。ホウネットの松岡会長や名古屋北法律事務所の長谷川一裕弁護士がハンドマイクで、「格差貧困社会のなか、困った時は相談センターへ」と呼びかけました。

9月には、年金相談のベテランが相談活動に参加。相談員が一人増えました。

寄付金は、年間目標の60万円に近づきつつあります。

最近の相談から

相談事例を おしらせします

男性67歳、派遣社員、給料月16万円、家賃3か月滞納、他に借金、ただし毎月返済中。

相談と対応



●10月、3か月後年金がまとまって入るが、アパート管理会社エイブルから期限内未納の場合、退去手続きを取るとの手紙が来た。

「名古屋・仕事・暮らし・自立サポートセンター大曾根」に2回相談に行ったが進展がないとの電話だった。

●一旦電話を切り、本人と「サポートセンター」との間に食い違いがあるのでと考え、同センターに問い合わせる。

サポートセンターからは「相談時、本人は年金受給申請未実施。9月に手続き、来年1月に180万円受給となった。その際、本人がエイブルに行って、当面分割払い、1月完納の約束をしたはず」の返答。

サポートセンターの情報から、滞納支払い請求書類が前後したと判断。

本人に電話をしたところ、不安が強く無料法律相談を勧める。

本人もそれを望んでの相談センターへの電話であった。

知って役立つ

残業代のお話

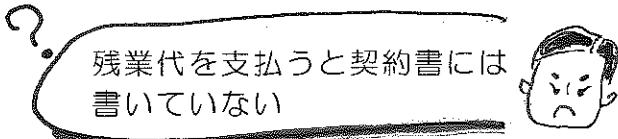
労働時間は、原則として、1日8時間、1週40時間までと労働基準法で定められています。

この時間を超えて残業をさせる場合には、使用者は残業代(最低1.25倍の割増賃金)を支払わなければなりません。

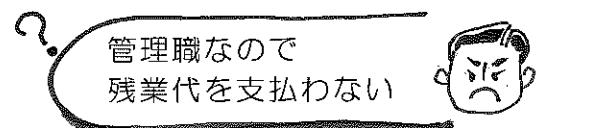
この、1日8時間、1週40時間を超える労働時間に対して支払われる賃金がいわゆる残業代です。

残業代を支払わない使用者の言い分には代表的には以下のものがありますが、本当に残業代を支払わなくても良いのでしょうか。

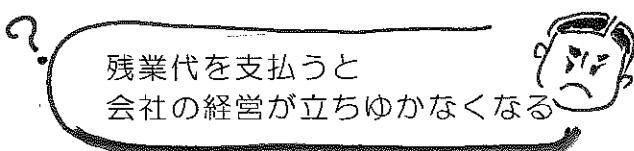
(裏面に続く)



残業代を支払うと契約書に書いていなくて、労働基準法で定められているので、使用者は残業代を支払わなければなりません。契約書で支払わないと合意して、労働者がサインをしていても支払わなければなりません。

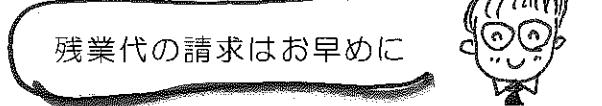


労働基準法には「監督若しくは管理の地位にある者」は経営者レベルの経営に関する権限があり、待遇の良い労働者なので、一般的な管理職はほとんど該当しません。そのため、そのような使用者の言い分は通りません。



会社の経営と残業代の支払いは別問題です。

経営が大変なのであれば、労働者と誠実に協議をして、協力を求めるべきで、使用者は経営の失敗の責任を労働者に転嫁すべきではないのです。



残業代は2年という短い時効が定められていますので、迷ったらお早めに弁護士に相談してください。

(弁護士 白川秀之)



子ども食堂をはじめて2年が経過しました。最近は子どもが毎回80名近く参加するようになり、大人やソーターも含めると150名規模となっています。

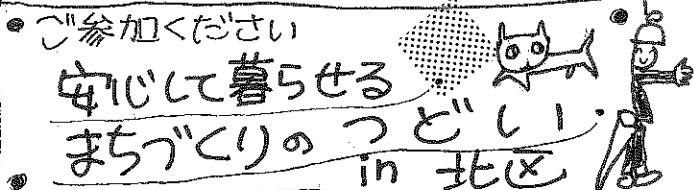
わいわい子ども食堂は、北医療生協のワイワイルームで月1回、午後5時~7時までの開催です。

来年の予定は次のとおりです。



味鋺地域でも、お試し開催の2回目が12月2日(土)に楠地区会館で開催されました。

子ども92人・大人32人・サポートー30人・合計154人が参加。来年4月からの定期開催が検討されています。



相談センターの普及活動として、見出しの集会にとりくみます。主催は「安心して暮らせるネットワーク北・西」です。

●とき：2018年3月17日(土)

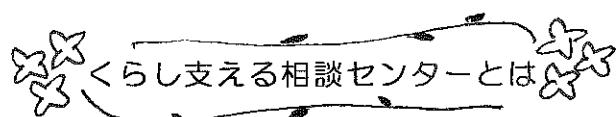
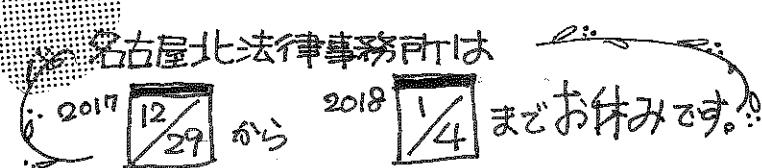
10時～17時

●ところ：市総合福祉会館(北区役所)
7階 大会議室

●内容：講演と交流会

講師 朝倉美江さん

(金城学院大学教授)



「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

<相談センターのホームページ>

www.kurashi-soudan.info/

<相談センターのブログ>

ameblo.jp/kurashisoudan/